

令和5年度第1回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和5年5月29日（月）午後6時から

会場：オンライン会議

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 柳瀬貴延 野本章平 堀正孝

（事務局）総務部長 竹田弘一

総務部総務課長 武藤充輝

総務部総務課情報公開・法務担当主査 亀井大

総務部総務課情報公開・法務担当係員 木名瀬諒

総務部総務課情報公開・法務担当係員 松原可奈子

総務部総務課情報公開・法務担当係員 春日井美貴

欠席者：（委員）田中としかね 島川健治 杉原政伸

## 1 開会

○総務課長 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第1回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。昨年度に引き続きまして、オンラインでの審議会開催となります。当審議会は、会議録作成のため録画をさせていただいておりますので、ご承知おきください。よろしく願います。

また、各委員のマイクは、事務局にてミュートの設定にさせていただいております。発言する場合は、挙手の上、進行者から指名を受け、マイクのミュートを解除してからご発言くださいますようお願いいたします。

本日、田中委員、島川委員、杉原委員の3名が欠席でございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定いたします定足数を満たし、有効に成立しておりますことを併せてご報告申し上げます。

本日は、令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況と令和5年度以降の個人情報保護制度の2点につきましてご報告をいたします。

## 2 委員・職員の紹介

○総務課長 次に、事務局でございますが、人事異動により一部変更がございましたので、ご報告申し上げます。

総務部長の吉岡、総務課長の久保、担当の坂本が転出をいたしまして、新たに総務部長の竹

田、私、総務課長の武藤、担当の木名瀬が新たに着任をいたしました。

主査の亀井、担当の松原、春日井につきましては変更がございませんので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、当審議会の会議の公開等について確認をさせていただきます。

まず、当審議会の会議ですが、従来から公開されており、傍聴を認めてございますが、今回は特に傍聴はございません。

また、会議録につきましては、話し言葉等を若干整理した上で、発言内容をほぼそのままの形で、ホームページ上に公開をしてございます。

公開の手順といたしましては、運営審議会終了後、会議録（案）が出来上がり次第、郵送で皆様にご確認をいただいた後、公開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料をご確認ください。

報告資料第1号及び第2号について、あらかじめ郵送にてお送りさせていただいております。資料がお手元にない方は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

また、資料の説明等につきましては、お手元の資料の下隅にある通しのページ番号を申し上げます。

それでは、ここからの進行につきまして内山会長にお願いしたいと思います。

会長、どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議事

○内山会長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日は報告事項が2件ございます。それぞれ報告を受けた後に、ご質問やご意見がございましたら、それを伺わせていただくことにいたします。

まずは、報告第1号について、事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、報告第1号といたしまして、令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、ご報告をさせていただきます。

青いインデックスの付きました報告第1号の資料を、お手元にご用意ください。1ページをご覧ください。資料第1-1号は、実施機関ごとの行政情報公開請求の件数をとりまとめたものでございます。

1枚おめくりいただき、3ページ以降の資料第1-2号は、個々の請求内容でございます。

令和4年度は、総件数で627件の公開請求がございました。令和2年度は867件、令和3年度は675件でございましたので、前年度とほぼ同じとなっておりますが、平成30年度までは、約400件ほどであったことと比べますと、請求件数が多い状況が続いてございます。

主な請求内容といたしましては、指定管理者に関する内容の公開請求、食品衛生関係の公開請求、区が実施する工事に関する公開請求、そして特定建築物の建替え計画に関する公開請求となっております。

次に109ページをご覧ください。資料第1-3号は、実施機関ごとに自己情報開示等請求の件数を取りまとめたものでございます。

1枚おめくりいただき、111ページ以降の資料第1-4号は、個々の請求内容でございます。

令和4年度は、総件数で112件の開示請求がございました。例年の請求件数は100件前後でございますので、おおむね例年に近い件数でございます。

主な請求内容といたしましては、ご自身の住民票や戸籍謄本等の証明書請求・交付に係る文書、ケース記録、相談記録の開示請求となっております。

次に、131ページをご覧ください。資料第1-5号は、情報公表施策及び情報提供施策の実施状況について、情報公開条例第22条及び第23条の規定により、令和4年度に行政情報センターにおいて公表した行政資料の一覧でございます。

情報公開条例第22条の規定により、公表が義務付けられている資料は、区の予算・決算、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録等、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報でございます。

また、情報公開条例第23条の規定により、情報提供が努力義務とされている資料は、統計資料や調査報告、事業概要などとなっております。

次に、135ページをご覧ください。資料第1-6号は、令和4年度に新たに個人情報の取扱いを開始した業務の一覧と、廃止した業務の一覧でございます。

次に、137ページをご覧ください。資料第1-7号は、令和4年度に新たに保有した個人情報ファイルの一覧と消去した個人情報ファイルの一覧でございます。

次に、139ページをご覧ください。資料第1-8号は、令和4年度に個人情報を取り扱う業務を外部委託した契約の一覧でございます。個人情報取扱業務の透明性を確保する趣旨から、当審議会に報告することとされています。システムの運用・保守、データの処理、通知書等の

作成から発送までの作業、各種検診の実施などの業務を委託した事例が多くございます。

次に、186ページをご覧ください。資料第1-9号は、令和4年度に個人情報を利用した業務の一覧でございます。旧条例第14条第2項各号に該当する場合において、業務の目的の範囲を超えて、区の機関の内部で個人情報を利用しているものでございます。

税の賦課・徴収業務、生活保護業務及び介護保険業務で保有している個人情報を福祉関係の業務において利用している事例が多くございます。

次に、195ページをご覧ください。資料第1-10号は、令和4年度に個人情報を外部提供した業務の一覧でございます。旧条例第15条第2項各号に該当する場合において、業務の目的の範囲を超えて、個人情報を区の機関以外のものに提供しているものでございます。

税の賦課・徴収業務、食品衛生監視指導業務、介護保険給付関連業務及び戸籍・住民基本台帳業務で保有している個人情報を他の官公庁等に提供している事例が多くございます。

次に、201ページをご覧ください。資料第1-11号は、令和4年度に外部結合により個人情報を提供した業務の報告でございます。

外部結合とは、区の電子計算組織に記録された個人情報の集合体を、電気通信回線等により区の機関以外のものが管理する電子計算組織と結合することをいいます。例年と同じく、戸籍住民課及び税務課の5つの業務が該当してございます。

次に、207ページをご覧ください。資料第1-12号は、令和4年度の当審議会及び情報公開及び個人情報保護審査会の開催状況でございます。

審議会につきましては、3回開催し、区から報告を受けたほか、法改正に伴う区の個人情報保護制度における対応と、特定個人情報保護評価の第三者点検について審議を行いました。

また、審査会については7回開催し、計12件の諮問事件について審議を行いました。各事案の概要と審査結果は、資料に記載のとおりでございます。

208ページ以降につきましては、令和5年4月17日時点における審査請求及び審理手続の経過をまとめた一覧でございます。

最後に、215ページをご覧ください。資料第1-13号は、平成28年1月19日審議会答申（27文情運第5号）に基づく報告でございます。

旧個人情報保護条例第8条第2項第5号には、「心神喪失等の事由により、個人情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」に例外的に、本人以外の者から個人情報を収集することができる旨が規定されており、当該規定により個人情報を収集した業務の実績

となっております。

例年と同様、高齢福祉課の認知症高齢者等徘徊対策事業において、本人以外の方からの収集の実績がございます。

報告第1号の説明につきましては、以上でございます。

**○内山会長** ただ今、ご説明いただいた事項につきまして、ご質問ないしご意見がある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ、堀委員。

**○堀委員** ありがとうございます。公募委員の堀です。私から2点、ご質問をさせていただきます。

1点目は1ページです。実施機関が区長のところで、4月からこの3月までの件数が一覧で載っているんですけども、前年度と比べて特に変わった件数の変移といたしますか、そういうものがあったのかどうかということ、及び、特にここでは土木部の件数がやけに目立つのですが、先ほどご説明のあった特定の建替えとか、多分そういうことの影響があったのかもしれないのですが、これが通常のことなのかどうかということが、1点目の質問です。

2点目は、189ページの34番、特定空き家の調査ですが、これはどういう経緯で、目的外利用するような形になるんですか。例えば、住民から、こういう空き家で困っていると、その中で、そういう経緯があると、目的外利用をして調べるとか、目的外利用をして行うという形なんでしょうか。目的外利用する場合の流れみたいなの、差し支えない範囲でお教えてください。

以上2点でございます。

**○内山会長** それでは、事務局のほうからお答えをいただきます。

**○総務課長** はい、ありがとうございます。

まず、令和4年度の情報公開請求のうち、実施機関が区長部局のものについてでございますが、大きく特徴的という意味では、前年度との差はないという認識でございます。先ほど堀委員からご質問のあった、特に土木部の件数が多いという傾向につきましては、先ほど申し上げた内容の中で、区議会との関連もあるかと思いますが、指定管理者に関する内容の請求が、若干多かったものでございます。こちらが1点目でございます。

2点目の目的外利用のところについてですが、担当主査よりご説明いたします。

**○亀井主査** 情報公開・法務担当主査の亀井でございます。私から、堀委員よりいただきました2点目の質問について、ご説明させていただきます。

34番の特定空き家等の調査につきまして、こちらでは事務を完全には把握していない状況でございますが、個人情報の保管課が生活福祉課、利用課が建築指導課であることを踏まえますと、恐らく、特定空き家等の可能性のある空き家等の所有者・管理者の個人情報を生活福祉課で一部保有しているケースがある場合に、建築指導課においてその個人情報を収集しているということかと思っておりますが、事務局ではこちらの事務の経緯を完全には把握してございませんので、改めて確認の上、別途ご報告をさせていただきます。

**○堀委員** 亀井様、ありがとうございます。

特に、この特定空き家というのは、すごくナーバスな問題で、例えば固定資産税6倍になってしまうとか、それから住民の方も本当に空き家になっていると、防犯上問題であるとか、いろんな問題があると思うので、参考までにどういう流れでこういう目的外利用が発生していくのかについて、分かれば教えていただきたいということでございます。ありがとうございます。

**○亀井主査** 承知いたしました。事務局で確認の上、他の委員の皆様にも別途ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○内山会長** 今の34番の生活福祉課の件ですけども、これは、本来の業務が行旅病人、死亡人等取扱業務と書いてありますから、何か身元が分からない、ないしは亡くなった方と空き家との関係で、建築指導課が知りたい情報のようですね。

**○亀井主査** そうですね。外形的にはそのように見受けられるところですが、改めて確認いたします。

**○総務課長** 34番については、こちらの備考欄にも記載してございますが、法律に基づいている部分があるようですので、法的根拠も含めて確認の上、ご報告させていただきたいと考えております。

**○内山会長** 他にご質問はございますか。

私からも2点あります。文京区役所の全ての課における、区民やその他外部からの苦情と、その苦情処理の記録などの情報の開示を請求するというものがありますが、こういう請求があった場合の件数は、各課に全て1件ずつ請求があったとカウントするのかなというのが、1点目です。

それから、もう1点は、その情報公開請求に限らないのですが、情報公開請求はしたものの閲覧に来ない、又は写しの交付を求めたけれども、写しを受け取らずにそのままになってしまうというケースがあるのかなのか。あるとすれば、どのぐらいの分量があるのか。正確な数字は要らないのですが、大体の傾向を教えてくださいたいです。

○総務課長 担当主査からお答えさせていただきます。

○亀井主査 私から説明させていただきます。

まず1点目、いわゆる各課への苦情の件数のカウントについてのご質問だったかと思います。こちらにつきましては、総務課で取りまとめを行って、最終的に公開決定、一部公開決定、非公開決定を行ってございますので、総務課として取りまとめて1件という形でございます。

申し訳ございません。少々お待ちいただけますか。

失礼いたしました。今の発言、訂正をさせていただきます。総務課で取りまとめて決定することもございますが、ご質問いただいた件につきましては、課ごとに決定を行っておりますので、各課に対して請求があったものとして、1件ごとにカウントをしているものでございます。

2点目、請求を行ったものの受け取りに来ないことがあるかどうか、ある場合どれぐらいの件数かというご質問だったかと思います。

状況といたしましては、年に数件そのようなことも起きております。大体毎年度、年10件はありませんけれども、数件で推移をしてございます。以上でございます。

○内山会長 他にご質問、ご意見等はございますか。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 ありがとうございます。

それでは、質問、意見というよりも、お願いに近い対応になるかもしれません。資料第1-8号のところでは、141ページ、外部委託の36番、37番でございます。

こちら、避難行動の要支援者、災害時等に自身で避難をすることに困難があるような方々に対して、周辺の住民の方々も共に支えるという観点から、一定の支援ができるように名簿を作っておられるということなのですから、この辺りについて、非常にセンシティブな情報をかなり含んでいるということもあって、委託で名簿を作成をされている、あるいは名簿の更新業務を委託されているということなのですが、特に、委託のときの条件、管理の条件とか、資料の返還とか、これらが確実に行われているかどうかについては、是非内部でも確実に確認をしていただきたいと思います。これは、お願いでございます。

関連してなのですが、その関係の業務のところ、187ページの15番、16番辺りの考え方について確認をさせていただきたいと思います。これは、目的外利用という形になっているのですが、15番は、防災課で持っておられる避難行動の要支援者の方の名簿を個別の避難計画の作成管理業務に使うこと、16番は、様々障害等をお持ちの方の状況、17番は、同じく避難行動要支援者の名簿を使って、一斉情報伝達システムに係るスマートフォンの貸与の事業



に使うことが書かれていて、これが目的外利用という形に位置付けがされているわけです。恐らく、避難行動の要支援者の方の名簿を作成をすることだけが目的の事業ではなくて、対象者の方のリストを作り、適切な支援をすることも本来の目的の中に入っているのではないかと私は思うのですが、この辺り、目的の中なのか目的の外なのかという線の引き方が、若干それぞれ違いがあったりするということがございます。この辺りについて、考えをお聞かせいただけたらと思います。

前半のところはお願いですので、特にお答えはなくても結構でございますが、何かご所見がありましたらお聞かせください。以上でございます。

**○総務課長** まず1点目、避難行動の要支援者の情報について、委託事業者に情報を預けるときに、確かにかなり機微な情報が入っておりますので、契約時に区の個人情報保護制度について正確に理解していただいて、契約書にもその旨は記載してございます。個人情報の管理、運用についても所管課と連携を密に取って、最後まで情報をしっかり管理していくことが必要だと考えております。

また、防災課に対しても、事業が終わった時点の情報の返還など、総務課から発信した上で、適切な情報管理を進めていきたいと考えてございます。

次に、目的外利用のところ、防災課で行っている各事業について目的外なのかどうかというところでございますけれども、現状としては、収集した個人情報自体は、それぞれ避難行動要支援者名簿管理業務など、もともとは当初決定した目的を持って管理していた中で、同じ課の中ではございますが、派生的に生じた違う計画管理業務との位置付けで整理させていただいております。大きな目的は災害対策でございますけれども、収集した時点では、利用目的が異なると一定の線引きをしているので、目的外利用として整理しているという状況でございます。

**○後藤委員** ご丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。

後段の目的内なのか目的外なのかというのは、そもそもの元になる情報の収集等の時点において、どういう事業を行うのかということのくり方によっても変わってくるころがあるかと思えます。今の総務課長のご説明で、私としては結構なのですが、気になるのは区民の皆さんからご覧になったときに、若干分かりづらさといいますか、若干混乱する可能性があるということ。現場の職員の皆さんも、若干煩わしさを感じるようなところがないのかということが気になったものですから、申し上げました。以上でございます。ありがとうございました。

**○総務課長** ありがとうございました。確かに、目的をどこまで幅広に設定するかによって、目的外利用になるかならないかというのはございますので、その辺りを広く取ることで業務効

率という観点が出てくるかもしれません。引き続き、その辺りにつきましても、我々で検討していきたいと考えております。

**○内山会長** ありがとうございます。他にご質問はございますか。ご意見も含めてどうぞ。

ございませんようでしたら、報告第1号については、報告を受けたということにさせていただきまして、引き続き報告第2号について、事務局からご説明をいただきます。

**○総務課長** それでは、報告第2号といたしまして、令和5年度以降の個人情報保護制度について報告をさせていただきます。報告第2号の資料をお手元にご用意ください。

昨年度、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本区の個人情報保護制度における対応について、審議会に諮問し、区の方向性が妥当なものと判断する旨の答申をいただきました。具体的には、改正法で規定されている保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、条例に規定することにより、開示決定等の期間を短縮することができること、条例において、改正法に定める期限にかかわらず、請求があった際は可能な限り速やかに対応するよう努める旨の規定を設けることにより、改正法施行後も安易に事務処理を遅滞させない運用が担保され得るとして、改正法の規定のとおり運用することが妥当であるとの判断がなされました。

また、改正法が訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置を採用していることについて、条例に規定することにより、開示請求前置を採用しないことができること、開示請求によって訂正及び削除の対象となる保有個人情報の範囲を明確にすることで、当該制度の安定的な運用を図ることができること、開示請求前置とすることによる利益が請求者に課する負担としての不利益を上回るものとして、開示請求前置とすることが妥当であるとの判断がなされました。

これらの答申を踏まえ、令和5年4月1日より、個人情報保護法に基づく新たな個人情報保護制度の運用を開始いたしましたので、報告をさせていただきます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。1ページをご覧ください。資料第2-1号は、昨年度の諮問資料に実際の対応を追記したものでございます。各項目について簡単にご説明いたします。

まず、1番目といたしまして、「本人開示請求における手数料」について、こちらは、法施行条例に定めることが法律上必要な事項となっておりますが、手数料を無料とする旨を法施行条例第8条第1項に規定いたしました。

次に、2番目といたしまして、「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

料」について。改正法では、個人の権利利益の保護及び行政機関等の事務又は事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報加工して作成する「行政機関等匿名加工情報」を民間事業者に提供するための提案募集の仕組みが設けられておりますが、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体においては、本制度の実施は、当面の間任意とされているところ、国において行政機関非識別加工情報の提供事例がほとんどないこと、また、地方公共団体等に対して民間事業者が非識別加工情報に関するニーズや相談を行った事例も極めて少数であることから、当面の間、提案募集は行わないことといたしました。

次に、3番目といたしまして、「条例要配慮個人情報の内容」について、改正法に規定のある要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、特に配慮を要する情報を条例要配慮個人情報として法施行条例に規定することができるものがございますが、全庁調査の結果、条例要配慮個人情報として規定する情報はなかったため、法施行条例において規定をしてございません。

次に4番目といたしまして、「個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項」について、改正法では個人情報ファイル簿の作成のみ義務付けられておりますが、法施行条例第4条各項において、事務の登録等について規定をいたしました。

なお、個人情報業務登録簿から個人情報事務登録簿へと名称を変更いたしました。

次に、5番目といたしまして、「開示請求等の手続」について、改正法第108条は、開示請求等の手続について、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な事項を定めることができる旨を規定しており、例1から例3までのような事項について、法施行条例に規定することが考えられるものがございます。

まず、例1といたしまして、任意代理人による開示請求について、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を定めることができるものがございますが、旧制度と同様に運用で対応することとし、法施行条例において規定をしてございません。

次に、例2といたしまして、訂正請求や利用停止請求について、開示請求前置としない旨の規定を設けることができるものがございますが、審議会の答申を踏まえて、法施行条例において、開示請求前置としない旨の規定を設けず、改正法の規定のとおり運用することといたしました。

次に、例3といたしまして、開示請求等の期限について法施行条例に規定することにより、改正法の規定よりも短い期限とすることができるものがございますが、審議会の答申を踏まえ、

法施行条例第7条各項において、実施機関は速やかに決定を行うよう努めなければならないとした上で、開示決定等の期間を短縮する旨の規定を設けず、改正法の規定のとおり運用することといたします。

2ページをご覧ください。次に、6番目として、「個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問」について、法施行条例第9条第1項において、法施行条例を改正し、または廃止しようとする場合、法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合、又は実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、当審議会に諮問することができる旨を規定いたしました。

次に、7番目といたしまして、「地方公共団体の内部管理に関わる規定」について、法施行条例第3条において、責任者の設置について規定をいたしました。

なお、新たに選挙管理委員会事務局長及び監査事務局長を個人情報保護管理総括責任者といたしました。

次に、8番目といたしまして、「審議会への報告、区民への閲覧」についてでございますが、法施行条例第9条第2項において、各実施機関から審議会に対し、毎年1回、個人情報の取扱いに係る状況を報告する旨を規定いたしました。

また、法施行条例第10条において、区長は、毎年1回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないと規定いたしました。

最後に、9番目といたしまして、「死者の情報の保護及び開示請求の取扱いについて」でございますが、死者の情報は、改正法では個人情報に含まれないことから、その取扱いについて、検討事項を整理の上、今年度中に審議会へ諮問することを考えてございます。

以上が各項目についての説明でございます。

なお、各項目について、今後、取扱いを変更し、法施行条例の改正が必要となる場合につきましては、同条例第9条第1項の規定により、審議会へお諮りをいたします。

3ページから18ページまでにつきましては、資料第2-2号「文京区個人情報の保護に関する法律施行条例」、資料第2-3号「文京区個人情報の保護に関する法律等施行規則」、資料第2-4号「文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例」でございます。

最後に、19ページをご覧ください。資料第2-5号は、令和5年度以降の個人情報保護制度について、周知及び運用状況の公表等についてまとめたものでございます。

まず、令和5年度以降の個人情報保護制度に関する周知について、21ページの資料第2-6号のとおり、区のホームページにて周知を行いました。

また、区報の3月25日号に区の個人情報保護制度の運用が変わる旨を掲載いたしました。

次に、個人情報ファイル簿の公表について、改正法第75条第1項の規定により、個人情報ファイル簿を作成し、区ホームページにおいて公表をいたしました。

最後に、個人情報の取扱いに係る運用状況の公表等について、法施行条例第10条及び法施行規則第32条各項の規定により、今後は、毎年5月末までに、公表する事項に掲げる内容を文京区役所門前掲示場へ掲示することにより、個人情報の取扱いに係る運用状況の公表等を行います。

また、公表内容につきましては、行政情報センターにおいて一般の閲覧に供することといたします。

報告第2号についての説明は、以上でございます。

**○内山会長** ありがとうございます。事務局からのご説明が終わりました。このことにつきまして、ご質問並びにご意見がございましたら、挙手をしていただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。それでは、報告第2号につきましても、報告をいただいたということにさせていただきます。

本日予定をされていた案件は、この2件でございまして、全て終了したということになります。この後は、事務局にお返しをします。事務局から必要な告知等がございましたら、お願いいたします。

#### 4 その他

**○総務課長** 本日はご審議をいただき、ありがとうございます。

事務局から御礼かたがた、お願いがございまして。当審議会の委員の任期でございまして、来月6月末で任期満了となります。この2年間、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用のため、ご尽力いただき誠にありがとうございました。継続をして委員をお受けいただける皆様におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

#### 5 閉会

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで散会とさせていただきます。ご苦労さまでございました。